

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする 差別等の権利侵害 行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等(国公立学校など)
民間事業者(私立学校など)

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等(国公立学校など)
民間事業者(学校法人など)

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定〔H27.2〕)

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の指針(ガイドライン)を策定
- ※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

● 普及・啓発活動の実施

情報収集等

● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

文部科学省所管事業分野の対応指針の概要

(平成27年11月9日告示)

<第1 趣旨>

「基本方針」に即して、文部科学省が所管する分野における事業者(私立の学校、社会教育施設、文化・スポーツ施設等)が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。

<第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方>

(1) 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

○学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと

【不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

○障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること

(2) 合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

※介助者や支援員等の人的支援に関しては、障害者本人と介助者等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障害者と関係事業者双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用等を許可すること

<第3・4 関係事業者における相談体制の整備及び研修・啓発>

- 既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要。
- ホームページ等を活用し周知することや、相談時の配慮として、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話など、多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。
- 障害者等の相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及・障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 学校教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気付きにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む。）、発達障害、高次脳機能障害等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。

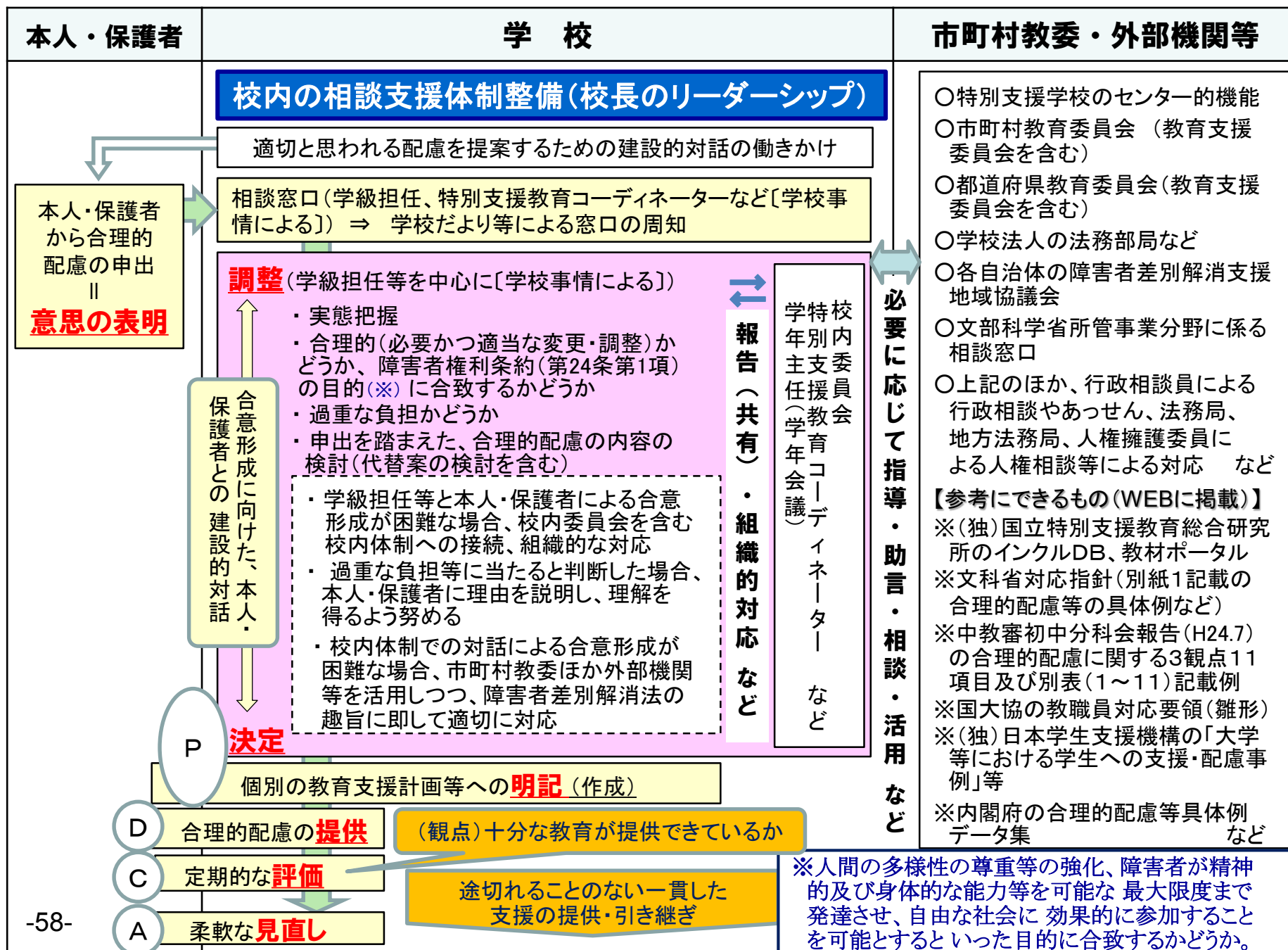
<別紙1 具体例>

<別紙2 分野別の留意点>

- 特に学校教育分野は、既に権利条約等への対応のための取組が進められており、既存の有識者会議等による報告書に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応する。
- 相談体制の整備においては、校長・学長がリーダーシップを発揮するとともに、学校と本人のみでは合意が困難な場合は、設置者である学校法人が適切に対応する。
- スポーツ分野・文化芸術分野について、スポーツ基本法・文化芸術振興基本法等に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、適切に対応することが重要。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）

意思の表明↓調整↓決定・提供↓評価↓見直しのプロセス



インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の本格稼働(平成26年7月) (独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面

入学、進学、転学・
転籍、実際の学習
場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

○検索項目から出力

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I. 対象児童生徒等の障害種 | V. 基礎的環境整備の観点 |
| II. 対象児童生徒等の障害の程度 | VI. 合理的配慮の観点 |
| III. 対象児童生徒等の在籍状況等 | VII. 検索キーワード(自由記述) |
| IV. 対象児童生徒等の学年 | |

検索

実践事例
A

実践事例
B

実践事例
C



特別支援学校 インクルDBの活用例

DBを活用した校内研修の実際

- ワークショップ型校内研修で「合理的配慮」の具体的な理解を図る。

インクルDBの周知



職員会議で、大型モニターを活用しインクルDBを周知

事例提供 三重県立杉の子特別支援学校

合理的配慮の考え方を深めるワークショップの例

基礎的環境整備の確認
(教育委員会・学校の条件)

検討する児童生徒の
プロフィールの確認

合理的配慮の3観点11項目から検討

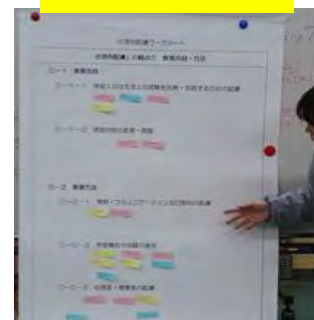
- ①教育内容・方法
- ②支援体制
- ③施設・設備



個人作業



グループで協議



発表して協議内容を共有

特別支援教育教材ポータルサイト (独)国立特別支援教育総合研究所 (又は支援竹小一 タル)

H27.3開設

<http://kyozai.nise.go.jp/>

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの状態や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトです。(H27.3～)



「教材・支援機器」をキーワードや条件で絞り込んで検索します

「実践事例」をキーワードや条件で絞り込んで検索します

「教材・支援機器」と「実践事例」が相互に参照できます。

普及活動

展示会の開催

- 支援機器等教材の教育現場における活用方法や事例を紹介するための展示会を開催。



研修会の実施

- 各都道府県の指導者層を対象に支援機器等教材を活用した実践研修を実施



4. 平成28年度特別支援教育関係予算等

障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成28年度予算額156億円（平成27年度予算額145億円）

（インクルーシブ教育システムの推進・早期支援）

○【新規】インクルーシブ教育システムの推進 1,095百万円（新規）

◆インクルーシブ教育システム推進事業費補助

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が①特別支援教育専門家等（早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師）の配置及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。〔補助率1/3〕

・早期支援コーディネーター 94人 ・合理的配慮協力員 282人 ・外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等） 428人
・看護師 1,000人 ・体制整備補助 350地域

◆インクルーシブ教育システム推進センターの設置

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「インクルーシブ教育システム推進センター（仮称）」を設置し、インクルーシブ教育システム関連研究（地域実践研究事業）、インクルーシブ教育システムデータベースの充実・情報発信、国際情報集積発信事業を統合的に行う。
（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金）



（教職員の専門性向上）

○特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 56百万円（56百万円）

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施する。

◆指導者養成講習会等の実施 27箇所



（発達障害に係る支援）

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円（586百万円）

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携支援事業 63百万円

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての調査研究を行う。 24箇所

◆【新規】発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 12箇所

◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
◆発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 15箇所・学校間連携コーディネーター 約45人配置
◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

（入院児童生徒等への支援）

○【新規】入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 78百万円（新規）

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。 9箇所

（学習上の支援及び教材の開発）

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 445百万円（497百万円）

◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所 ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



（高等学校段階における支援）

○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 343百万円（388百万円）

◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 30箇所・就職支援コーディネーター 約30人配置
◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



（就学の支援）

○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 12,909百万円（11,583百万円）

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要な経費を援助する。
◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充（高校就学支援金制度見直しの学年進行対応）

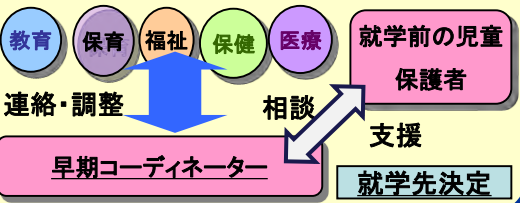
※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 50人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率：1/3等

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が、①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置、及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別支援教育専門家等配置

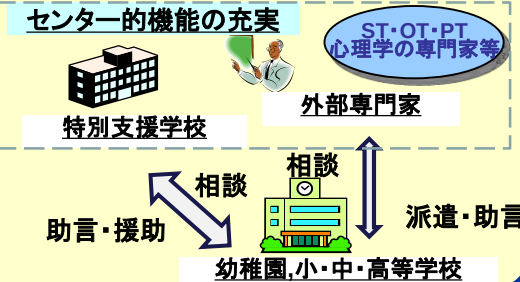
①早期支援コーディネーター

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行う。(94人)



③外部専門家

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。(428人)



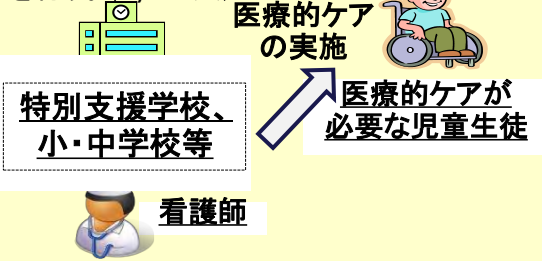
②合理的配慮協力員

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。(282人)



④医療的ケアのための看護師

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。(1,000人)



II 特別支援教育体制整備の推進

・インクルーシブ教育システム推進のための体制整備を推進することにより、合理的配慮の質的向上を図ることを目的とする。

①特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。



②研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。
・担当教員としての専門性の向上のための研修。



インクルーシブ教育システム推進センター(仮称)

インクルーシブ教育システムに関する特総研内のリソースを一元化し、研究から普及、実践支援を効果的に推進

これまでの取組

中期特定研究

- インクルーシブ教育システムに関する研究**
- ・専門性と研修カリキュラム開発に関する研究(H23～24)
 - ・特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究(H23～24)
 - ・インクルーシブ教育システム構築に向けた体制づくりに関する実地的研究 (H25～26)

特別支援教育におけるICTの活用に関する研究

- ・デジタル教科書・教材及びICTの活用に関する基礎調査研究 (H23)
- ・デジタル教科書・教材のガイドラインの検証 (H24～25)
- ・特別支援学校(視覚障害)における教材教具の活用及び情報の共有化に関する研究 (H24～25)
- ・特別支援学校(肢体不自由)のAT・ICT活用の促進に関する研究 (H24～25)

基幹研究

インクルーシブ教育システムの普及・定着と
学校現場における実践を強力に推進

実践研究班

(地域実践研究事業)

海外調査班

(国際情報集積発信事業)

情報発信・普及班

(インクルDBの充実 等)

ニーズの収集

成果を還元

教育委員会、学校、
関係団体 等

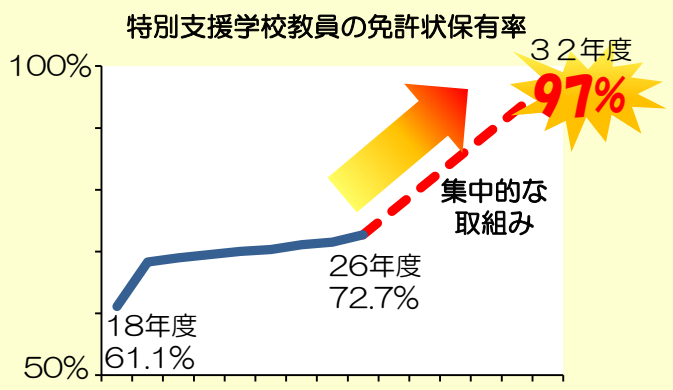
成果は特総研が行う
研修事業にも反映

- 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる様にするためには、教育を担当する者を中心に教員の資質を向上させることが喫緊の課題。
- 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）

（平成27年12月中央教育審議会）

- 特別支援学校の教員は（中略）これまで以上に特別支援学校教員としての専門性が求められている。
- このため、免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。



指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。

そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を大学・都道府県等教育委員会に委託、受講機会の拡大を図る。

	H28年度	H27年度
対面講習	25箇所	← 25大学
	(大学又は教育委員会)	
通信講習	2大学	← 2大学



免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 ➡ 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

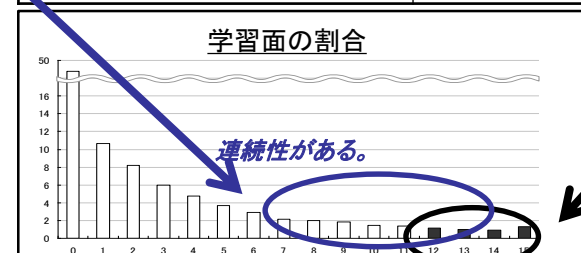
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成28年度予算額 486百万円(平成27年度予算額 452百万円)

背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- ② 低学年では学習面や行動面の問題が顕在化しやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要**。
- ③ 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- ④ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



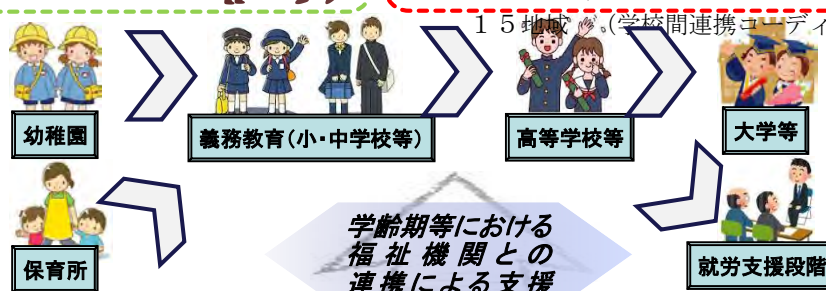
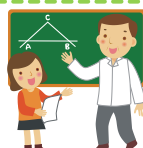
◎ 発達障害早期支援研究事業 356百万円

- ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。

40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 補充指導等の学習面における配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面における配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等(アセスメント)による早期支援の在り方 など



◎ 系統性のある支援研究事業 65百万円

- ・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する

支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。

15地域(学校間連携コーディネーター約10人配置)

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別的教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



◎ 放課後等福祉連携支援事業 63百万円 (新規)

- ・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。

(事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

福祉機関担当者
⇒保護者

保護者⇒
学校教員

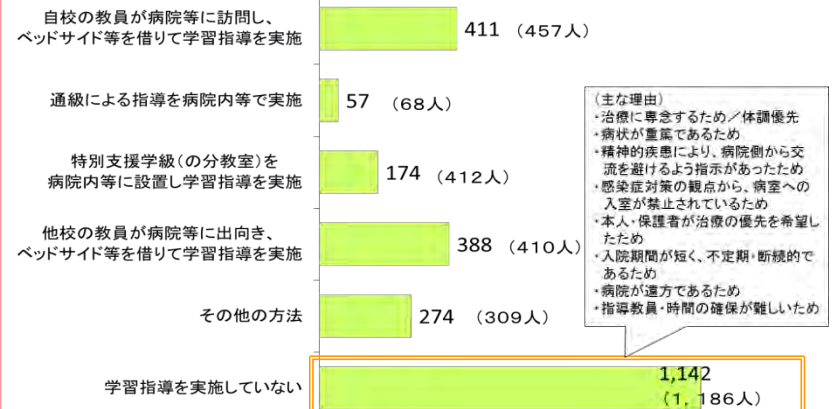
学校教員⇒
福祉機関担当者

平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議等を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議(平成26年5月20日)】

児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保等に係る措置を早急かつ確実に講じる。

病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導(小・中学校の場合)



○長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査より/文部科学省調べ(平成25年度実績)

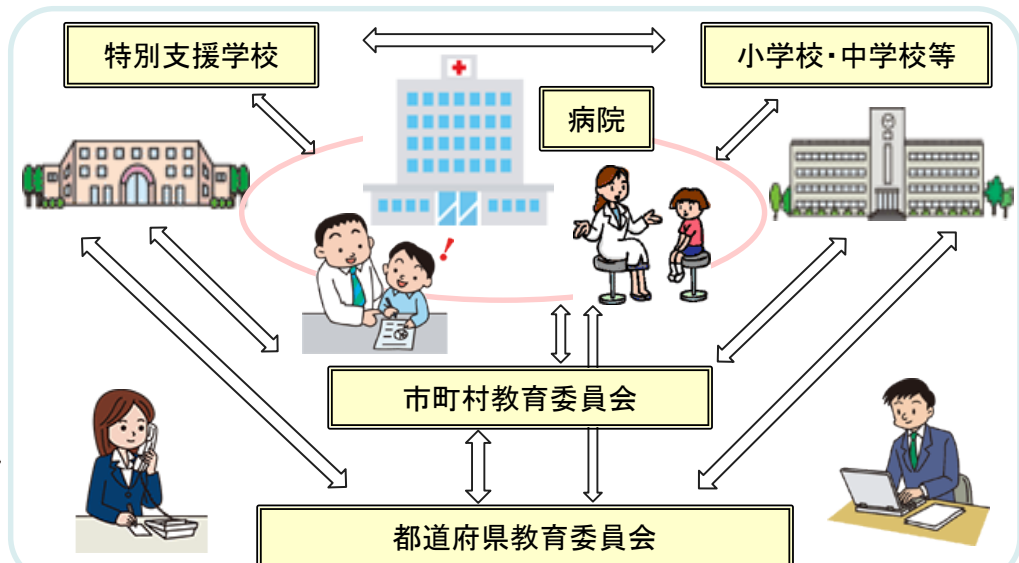
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

<事業内容> 9地域(都道府県・政令指定都市等)

- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員(コーディネーター)の配置
- 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
- 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材(教員等)の配置
- 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究

等



学習上の支援機器等教材活用促進事業

平成28年度予算額 305百万円（平成27年度予算額360百万円）

- ① 障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要である。
- ② このため、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められている。
- ③ 一方で、障害の状態や特性を踏まえた教材の実用化・製品化は市場規模が小さい等の理由から進んでいない状況にある。

学習上の支援機器等教材研究開発支援事業

企業・大学等が学校・教育委員会等と連携して行う、ICTを活用した教材など、児童生徒の障害の状態等に応じて使いやすい支援機器等教材の開発を支援する。



民間企業
・大学等



モニター評価



開発要請



教育委員会
・学校等



【開発件数：9件】

番号	支援機器等教材の対象障害種 ＜開発分野＞
①	視覚障害
②	聴覚障害・言語障害
③	知的障害
④	肢体不自由
⑤	病弱
⑥	自閉症
⑦	情緒障害
⑧	学習障害・注意欠陥多動性障害
⑨	重複障害等

支援機器等教材を活用した特別支援教育の充実